

平成 29 年度第 3 回船橋市行財政改革推進会議 会議録

日 時	平成 29 年 10 月 30 日（月）14：00～16：20	
場 所	船橋市役所 9 階 第 1 会議室	
出席委員	武 藤 博 己	法政大学大学院公共政策研究科 教授
	谷 本 有美子	公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 研究員 法政大学人間環境学部 兼任講師
	大 野 敬 三	市民委員
	佐 藤 主 光	一橋大学国際・公共政策大学院経済学研究科 教授
	沼 尾 波 子	東洋大学国際学部国際地域学科 教授
	日 吉 淳	株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 ディレクター/プリンシパル
	本 木 次 夫	市民委員
推進本部員等	山 崎 健 二	副市長（船橋市行財政改革推進本部副本部長）
	尾 原 淳 之	副市長
	杉 田 修	企画財政部長
	笹 原 博 志	総務部長
	栗 林 紀 子	教育委員会管理部長
	林 昭 雄	税務部長
	大 竹 陽一郎	企画財政部政策企画課長（作業部会長）
	森 昌 春	企画財政部財政課長
	須 田 一 弘	企画財政部財産管理課長
	林 康 夫	総務部総務課長
	小 栗 俊 一	総務部職員課長
	度 会 益 己	教育委員会管理部教育総務課長
	笹 島 明 信	税務部税務課長
	仲 臺 幸 彦	税務部債権管理課長
事 務 局	政策企画課	平野課長補佐、松本計画推進係長、 尾崎行財政改革推進係長、藤野主任主事、 染谷主事、吉田主事、毛取主事
	財政課	小澤課長補佐
	職員課	大塚組織定数係長、板松給与係長
次 第	1. 議題	
	① 歳入の確保について	
	② 歳出の状況について	
	2. その他	
傍聴者	4 名	
会議の公開・非公開の区分	公開	

開会（14時00分）

○事務局（政策企画課課長補佐）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第3回船橋市行財政改革推進会議を開催させていただきます。

本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。議事に入ります前の進行を務めさせていただきます平野と申します。本日もよろしくお願ひいたします。

では、まず、本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料を一緒にご確認いただければと思います。

まず、資料1「平成29年度第2回船橋市行財政改革推進会議意見要旨」、資料2「歳入の確保について」、資料3「市税の状況について」、資料4「自治体債権の一元管理」、資料5「財産収入について」、資料6「諸収入について」、資料7「歳出の状況について」、資料8「人件費について」、以上8点でございます。お手元の資料に不足がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

マイク的使用方法につきましては、ご発言の際にお手元のスイッチを押していただきまして、ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、お手数ではございますが、ご発言の都度お名前をおっしゃっていただきますよう、あわせてお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席者についてご報告いたします。本日、全7名の委員全ての方にご出席いただいておりますことから、船橋市行財政改革推進会議設置要綱第5条第2項に規定されております会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、会議の公開・傍聴についてですが、本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。

また、傍聴につきましては、傍聴者の定員を10名として市のホームページに事前に掲載させていただきましたことをご報告いたします。なお、本日4名の傍聴者がいらっしゃいますことをあわせてご報告いたします。

それでは、船橋市行財政改革推進会議設置要綱第5条第1項の規定に基づきまして、議事の進行につきましては、これより会長をお願いいたします。武藤会長、よろしくお願ひいたします。

○武藤会長

それでは、本日、沼尾委員が初めての参加になりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

○沼尾委員

東洋大学の沼尾でございます。第1回、第2回と出席できず大変申しわけございませんでした。これから巻き返して頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○武藤会長

ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者入室)

○武藤会長

傍聴者の方は、受け付けの際にお渡ししました「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

前回の会議では、受益者負担のあり方と公債費の抑制について取り上げました。まず、前回の会議の振り返りということで、事務局に第2回会議の意見要旨を用意してもらったので、簡単に報告してもらいます。お願いいたします。

○事務局（政策企画課課長補佐）

それでは、前回、10月6日に行われました第2回会議の意見要旨につきまして、事務局よりご報告いたします。

資料の1をご覧ください。前回会議におきましては、「受益者負担のあり方について」と「公債費の抑制について」の2つが議題となっておりました。

まず、1つ目の「受益者負担のあり方について」では、総論として船橋市の使用料・手数料について、また、各論として国民健康保険事業についてを議題とし、ご意見をいただいたところでございます。委員の皆様からいただきました主なご意見をこちらの資料にまとめさせていただいておりますので、内容につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

国民健康保険事業につきましては、審議の最後に会長にまとめていただきました総括といたしまして、方向性としては、広域化に伴う制度改正により、法定外繰出の解消が求められることが前提となっているが、今後、市民に丁寧な説明をしていくことが重要という趣旨のお話をいただきました。

また、国保につきましては、限られた時間の中で十分に審議が行えなかったという点もございましたため、後日また議題として取り上げることについてもご提案をいただいております。

また、資料の裏面に行っていただきまして、2つ目の議題の「公債費の抑制について」では、10年先、20年先を見据えた事業の平準化や延命化、また、今後なるべく公費を使わない手法の検討などについてもご意見をいただいております。

会議では、今回こちらにまとめた意見要旨以外にもさまざまなご意見をいただいておりますので、今後、各回の他の議題も含めまして再度内容の調整を図りながら、最終的に推進会議として意見書にまとめていただく内容を改めてご審議いただく予定でございます。

前回会議のご報告については以上でございます。

○武藤会長

事務局からの報告は以上になります。今後、このような形で毎回、前回会議の簡単な振り返りを行い、意見の取りまとめにつなげていきたいと考えております。

1. 議題

① 歳入の確保について

○武藤会長

それでは、議題に移りたいと思います。今後、安定した財政運営を行っていくためには、ただ歳出

を削減するだけでなく、市としての入りの部分、つまり歳入の確保を着実にを行う手だてを考えていくことが必要です。このため、今回の一つのテーマとして歳入の確保を取り上げることにいたしました。まず、市の歳入の状況について説明をしてください。事務局、お願いします。

○政策企画課長

政策企画課長でございます。

それでは、お配りしました資料2「歳入の確保について」というところをご覧くださいと思います。ページをめくっていただきまして、まず最初に、歳入の科目というところをご覧くださいと思います。ここに書かれております科目につきましては、基本的に、地方自治法の施行規則で科目として既に定められているものでございます。中身につきましては、読んでいただければと思いますので、今日はこの説明は省かせていただきたいと思いますと思っております。

ここからがすごく大事なところですが、次の2ページをご覧くださいと思います。歳入の区分。歳入の科目につきましては1ページのとおりでございますけれども、こちらを使い道により大きく一般財源と特定財源という2つの考え方に分けることができます。お示ししているのが、平成28年度の一般会計の歳入決算を内訳として載せさせていただきました。一般財源と特定財源、特に特定財源のほうは、特定の事業によって国庫補助金等に付随して来る財源でございます。一般財源につきましては、特段の使途がないというところもございますので、一般財源をいかに確保するかというところが大事になってまいります。ちなみに、平成28年度一般財源につきましては56.9%、その大半を占めるのが市税の47.2%でございます。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。2ページでは、一般財源と特定財源というのが使い道による分類でございました。3ページでお示ししているのが、自主的に収入できるか否かの区分ということで、自主財源と依存財源という分類の方法がございます。依存財源というのは、例えば地方交付税のように国から一定のルールに基づいて交付されるもの、これは一般財源でもありませんけれども、基本的に国、県、この辺のルールに基づいて配分されるお金でございます。一方、自主財源というのは、市が自主的に収入することができる歳入でございます。ですから、行政が自主的な財政運営を行っていくためには、いかに自主財源を確保するのかという観点が大変になってくるかと思っております。お示ししています平成28年度の決算額2,078億円のうち、自主財源については59.8%ということでございます。

4ページをご覧くださいと思います。過去10年間の歳入決算額の推移を示しております。ちょうど真ん中の太線で分けておりますけれども、下が自主財源、上が依存財源となっております。少しご説明させていただきますが、平成19年度、20年度、21年度は、船橋市は地方交付税の不交付団体でございました。交付税につきましては、一番上の黄色いところ、分類としては譲与税・交付金等というところがございますけれども、平成22年度からは地方交付税の交付団体になってございます。平成19年度から21年度ぐらいにつきましては、自主財源がおおよそ7割を超えておりました。会計規模が増えてきておりますけれども、トータルとしては交付税が増えてきているということで、比率として自主財源比率は下がっているということでございます。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。主な自主財源をここで計上させていただきました。自主財源につきましては、こちらの表にありますように、市税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入とございます。市税につきましては、やはり根幹的な歳入でございます。使用料・手数料につきましては、前回、受益者負担のところでご説明させていただきました。今後

についてもまた取り上げさせていただきますので、ここでは省かせていただきます。財産収入につきましては、市が持っている土地を貸し付ける、あるいは庁舎の余裕のある部分を貸し付けるなどとして収入することができるものでございます。寄附金につきましては、最近、ふるさと納税なんかでもありますけれども、一般的に寄附を受けたときの科目でございます。繰入金につきましては、例えば財源調整基金のような会計年度の赤字の部分を補填するための繰入金でございます。それから、それに属さないものとして諸収入がございます。

6 ページをご覧くださいと思います。こちらも過去 10 年間の決算の推移でございますけれども、市税以外の自主財源の推移を参考までにお示しさせていただきました。

歳入については以上でございます。

○武藤会長

ありがとうございました。今、歳入の使い道による区分の説明がございましたが、自治体が自主的かつ安定的な財政運営を行っていくためには、できる限り自主財源の確保に努めることが大切であると考えられます。金額の大小はありますが、自主財源の確保としては、市税、財産収入、諸収入がポイントになると思いますので、今日はこれらに焦点を当てていきたいと思います。皆さん、それよろしいでしょうか。

では、まず、市の歳入の約半分を占める市税について、徴収率なども気になるところでございますが、説明していただけますか。

○本木委員

議長。

○武藤会長

はい。

○本木委員

本木です。4 ページの歳入決算額の推移というのは、これからの議論のベースになって、このところはとても大事な基本的なものになると思われまので、ちょっとここで確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○武藤会長

はい。

○本木委員

まず、3 ページに説明してありますように、自主財源の多寡というのは安定性を確保し得る尺度となるということです。こういう前提で考えますと、このグラフによりますと、今もご説明があったのですが、19、20、21 の3カ年は不交付団体であって、自主財源が相当高くなっているというのわかりますが、22 年度あたりから 60%台に入って、27 年度は 60%を切っている。ようやく 28 年度になって 60%台まで回復してきていますが、船橋市としては、自主財源比率というのは何%ぐらいを維持することを目標にしているのか。このところをもし確認できれば確認しておきたいと思います。

それから、市税の伸びの部分ですが、自主財源のうち、市税の伸びというのは19年度から28年度までで103.7%ぐらいです。人口の伸びというのは、私の記憶によれば108%ぐらいになっていると思います。経済センサスを見ても、19年度と28年度のこのものはないんですけども、事業所の数も108%ぐらいになっています。市税の伸びというのはこの程度ですけれども、同規模の市と比較するとこの程度が普通なのでしょうか。ここのところをお尋ねしておきたいと思います。

○武藤会長

事務局、いかがでしょうか。

○政策企画課長

政策企画課でございますが、ご説明させていただきます。

まず、1点目の目標でございますけれども、具体的な目標というのはいかならないかと思っております。と申しますのは、市税については、景気状況ですとか、生産年齢人口のうち納税者がどのくらい船橋市にいらっしゃるかとこのところで変わってくるかと思っております。特に依存財源については、地方交付税はある程度国の算定式に基づくところがございますけれども、例えば国庫支出金、いろいろな事業をやることによって国庫支出金を増やすことは可能になってまいります。それから、普通建設事業を行うことによりまして、依存財源のブルーのところは特に近年、非常に伸びが大きいのは、普通建設事業をかなり集中的にやってきたところがございます。相対的に歳入に占める市債の割合が増えてしまっているところがございます。ですので、自主財源はなるべく多ければ多いほうがよいという言い方しか客観的には難しいと思っておりますが、基本的には5割以上は確保していきたいと思っております。

それから、市税の割合ということでございますけれども、船橋市近辺、特に市川市や松戸市とか都市部につきましては、市税収入の割合は比較的多い。5割近くを占めているのがこの近隣の傾向でございます。

○本木委員

今、市税の比率が近隣市では5割ぐらいとおっしゃっていましたが、近隣市の5割ぐらいというのが望ましいことなのでしょうか。今おっしゃるとおり、市債が非常に伸びています。市民サービスのための支出ということはよくわかりますが、5割と6割の差というのはどういうふうにご理解いただいているのでしょうか。

○政策企画課長

言い方が余りよくなかったかもしれませんが、5割というのは、結果として歳入に占める割合が5割、あるいは船橋でいうと約47%というところで、普通建設を多くやればその分ほかの財源が増えてしまうので、相対的な比率になってしまうと思います。ですから、割合で言えば、市税収入が多ければ多いほど自主的な活動がしやすくなる。自主財源が多くなれば自主的な活動が増えてくるということですが、一番安定的に考えられるのは、市税収入が安定しているということが、事業を行っていく上では安定的な財政運営ができるのだらうというところで、そちらに力を入れていくべきなのかなと思います。すみません、直接的な答えになっていないかもしれませんが。

○武藤会長

よろしいですか。

○本木委員

はい。

○武藤会長

それでは、市税の状況についての説明をお願いいたします。

○税務課長

税務課長でございます。資料3に沿った形でご説明いたします。

市税の状況について、市税の収納状況・徴収率といった話を中心に概要についてお話しいたします。

1 ページをご覧ください。税務部がどのような組織で仕事をしているか、課税と徴収の体制を説明いたします。

まず、その前に、市税にはどのような種類があるか簡単に説明いたします。主なものとしては、個人市（県）民税とそちらに書いてあると思いますが、（県）が入っているのは、個人の市民税と県民税を同時に納付いただいて、県民税については、月1回市から県にまとめて振り込みしているのが括弧になっております。個人市（県）民税については、会社勤めをされている方などは、特別徴収であらかじめ給与から控除されている方が多いかと思っております。また、株式会社など企業の場合、企業活動をしているので、その所得を申告する必要がございますが、その結果として法人市民税が課税され、納付いただくこととなります。あと、法人関係では、本市では事業所税というものがあり、市内に1,000平米を超える面積の事業所や工場などを所有している事業所や個人は、事業所税を申告していただき、これに対して課税がされます。

次に、土地や家屋を所有している方は、固定資産税、都市計画税を、軽自動車やバイクを所有している方は軽自動車税、これは諸税というところに含まれていますが、そちらが課税されており、こちらにいらっしゃる方々でお住まいの市区町村でご納付いただいている方もいらっしゃるかと思います。加えまして、全ての市区町村にある税の種類、以降、税目と言わせていただきますが、全ての市区町村にある税目ではありませんが、本市には入湯税というものがございまして、鉱泉や天然の温泉に入浴された方にかかる税があります。市内に対象となる施設が3カ所ありまして、そのうち2カ所は日帰りの施設で、1人につき100円、残りの1カ所は、この市役所のそばにございます玉川旅館に宿泊した入浴客は1人1泊につき150円をいただくことになっております。

それでは、税務部の課税・徴収体制という話に入ります。

1 ページの図では、上は市民や企業などの納税者、下は市役所の税務部の各課を示しています。この下の図で部の仕事を大きく分けると、課税と徴収に分けることができます。まず、課税を担当しているのが市民税課と資産税課、徴収を担当しているのが税務課と債権管理課になります。

それぞれの課の業務ですが、市民税課においては、提出された申告書や給与支払報告書等をもとに税額を決定し、納税通知書により納税義務者に通知いたします。資産税課では、土地や家屋、償却資産の評価を行い、それをもとに税額を決定し、納税通知書により納税義務者に通知いたします。税務課では、課税した税額により収納されているか確認を行います。後ほど説明を個別にいたしますが、市税の納付方法には、納付書を銀行や郵便局等の金融機関の窓口を持参して納付する方法や、コンビニエンスストアでの納付、クレジットカードによる納付がございます。また、税務課では、各税目の

証明書、例えば課税証明書ですとか納税証明書といった証明書の発行を行っています。債権管理課では、納期限までに納付していただけないような納税義務者に対して、支払い督促の連絡や納税相談、滞納処分をしたり、市税及び市税以外の納付相談及び、市営住宅使用料などの私債権の民事訴訟法に基づく法的手続による債権回収業務などを行っています。

2ページをご覧ください。2ページでは、直近10年間の市税収入状況を決算額で説明しております。まず、上の表になります。ここ10年の市税収入の決算額は、リーマンショックの影響により、平成21年度から23年度まで3年続けて前年割れが続きましたが、24年度以降28年度に至るまで前年度の比較で増収が続いております。増収の要因としましては、平成24年12月の政権交代以降、政府による三本の矢といった新たな経済政策などにより、景気の拡大基調が続いているためと考えられます。

次に、下の表をご覧ください。ここ10年の年度別の税目別の決算額でございます。一番下の28年度の決算額ですが、市税全体としては増収になりましたが、それ以前と比べて幅が小さくなりました。その要因としましては、法人市民税が前年比で約3億7,000万円減収の61億6,960万円となりました。表にはございませんが、業種別では、特に金融・保険業の落ち込みが顕著で、金融・保険業だけで約5億7,000万円の減収となりました。これは28年1月から始まったマイナス金利政策の影響を受けてのことと思われる。そのほかの税目につきましては、個人市民税や固定資産税は堅調に推移しており、個人市民税については、主に人口増と就労人口の増加による納税義務者の増加、また固定資産税については、家屋の新築が増えていることから、増収となったものでございます。

次は、3ページに移ります。こちらは市税全体の収入未済額、いわゆる滞納額と徴収率の推移をグラフ化したものでございます。棒グラフに示してありますのが収入未済額で、平成10年度には100億円を超えてピークになりましたが、以後、年々減少し、28年度には約36億3,000万円となっております。

次に、4ページと5ページが市税徴収率の推移ということで、4ページが現年度分、5ページが滞納繰越分になります。

まず、4ページをご覧ください。こちらは、28年度に向かって右肩上がりになっておりまして、98.96%というのは、記録が残る限りでは過去最高の徴収率になっております。

次に、6ページをご覧ください。6ページは、平成28年度決算の船橋市の市税収入の内訳になります。個人市民税が約44%、固定資産税・都市計画税が43.4%で、税収の87%以上を占めております。そのほか、法人市民税、市たばこ税、事業所税、軽自動車税、入湯税などがございます。

次、7ページでございます。税目別の収納率と収入未済額の推移になります。個人市民税については、現年課税分の収納率が、下の表にございますが、ここ5年では98%台となっております。滞納繰越分も28年度に30%になりまして、収入未済額は現年、滞納繰越分とも減少してきております。

次に、8ページです。法人市民税になります。法人市民税は他の税目と比較して収納率がよく、毎年99%を超えております。その分、収入未済となった分の徴収が難しくなっております。

次に、9ページです。固定資産税になります。こちらにつきましては、平成18年度から現年分が98%を超えておりまして、28年度には99.1%と99%台に乗りました。滞納繰越分も28年度には33.7%と上昇いたしました。

次に、10ページです。軽自動車税になります。こちらは96%前後で推移しております。なお、28年度について現年課税分の収入未済額が増えたのは、税率が上がりまして、例えば50ccの原付バイクが1,000円から2,000円に上がったことでの未済分が増えたということになります。

次に、11 ページをご覧ください。市税の徴収率ランキングということで、千葉県内の各市町村との比較でご説明いたします。28 年度のランキングでは、船橋市は、54 市町村中、現年分が徴収率 99.0%で 14 番目というのは前年度と変わりませんが、滞納繰越分が 31.8%、6 番目ということで前年度比較で 1 つ上がりまして、合計で 96.2%、10 番目ということで前年度よりも 1 つ上がっております。

なお、表にはありませんが、千葉県全体の徴収率は全国的に見ると低く、総務省の調べで、平成 27 年度の統計になりますが、千葉県では全体で 94.3%、全国平均が 96.0%ですので、低い位置にとどまっております。

次に、12 ページは、全国レベルでの比較ということで、中核市で比較した場合どういう状況かと申しますと、27 年度決算になりますが、中核市 48 市中、一番左の市民税の現年課税分では下から 7 番目で中核市平均を 0.4 ポイント下回っています。固定資産税の現年課税分につきましては、ほぼ真ん中に位置しておりますが、中核市平均を 0.1 ポイント下回っており、結果として、市税全体の現年課税分は中核市平均を 0.2 ポイント下回っております。市税全体では、滞納繰越分については平均を 1.2 ポイント上回っておりますが、現年課税分が 0.2 ポイント下回っていることから、合計としては中核市平均を 0.3 ポイント下回っているということでございます。この徴収率アップに向けた取り組みにつきましては、この後、債権管理課からお話がございますので、そちらに譲るといたしまして、次に、13 ページになります。

市税における収納種別実績です。こちらは、船橋市総合計画（後期基本計画）の中の歳入の確保にもあるように、多様な収納方法の導入に取り組んでいるところでございまして、従来の金融機関での窓口や口座振替、コンビニエンスストアでの収納に加えまして、28 年度からはクレジットカードを用いた収納を始めております。クレジットカード収納につきましては、全体の件数では 1%の利用にとどまりましたが、これの導入によりまして、いつでもどこでも支払いができるという状態になりました。

なお、市税の収納方法としては、本市ではまだ取り入れていませんが、マルチペイメントネットワーク、通称ペイジーと言われているものがありまして、これは、インターネットバンキングを通じて市税を払うことができたり、ATMから納付書などの番号を入力して現金やキャッシュカードで納付することができるというものです。ペイジーにつきましては、千葉県内 37 市中 8 市の導入になっており、まだ少ないのですが、近隣の千葉市、市川市、松戸市、柏市といった人口 30 万人以上の市は導入を済ませておりまして、そのほか、成田、習志野、印西、富里市が導入しております。

次に、14 ページをご覧ください。税の啓発活動ということでご説明いたします。

初めに、租税教育です。これは、次代を担う児童・生徒に租税の意義や役割等を正しく理解していただくということでございまして、将来にわたり適正な納税をしていただくためにも必要と考えております。そちらにございますように、市では、租税教室への講師派遣、税に関する作品の募集といった活動を関係団体とともに行っております。租税教室では、市内の各小学校・中学校のほか、高等学校や、今年から市立看護学校への講師派遣なども行って授業をしております。講師は、市の職員のほか、税務署、県税事務所の職員、税理士会船橋支部に所属している税理士、法人会や青色申告会の担当者が行っております。

次の税に関する作品募集では、中学生の税についての作文・ポスター事業に取り組んでおりまして、優秀作品には、それをたたえるために船橋市長賞や市議会議長賞、教育長賞などを用意しており、後日、表彰式を行うほか、優秀作品については、税務署や市役所、イオンモール船橋等での展示を行っ

ております。

次に、15 ページになりますが、納税功労者表彰につきましては、多年にわたり納税思想の普及に貢献している団体、具体的には、船橋法人会、青色申告会、納税貯蓄組合連合会の役員の方に市政功労表彰や市長感謝状などを贈り、その功績を顕彰しております。

次に、街頭キャンペーンですが、こちらにつきましては、船橋駅前ではビラの入ったティッシュ配りを行って、納期内納付や確定申告書の早期提出をお願いしております。税を考える週間の行事につきましては、今度の日曜日にイオンモールでございますけれども、市民のための税金教室にあつては、クイズ等のイベントや税の無料相談、作文・ポスターの展示やティッシュの配布等を行っております。

以上のように、啓発活動については、租税教室では小中学校、高校や市立看護学校の児童・生徒等を対象に、納税功労者表彰では関係団体の役員を対象に、街頭キャンペーンでは不特定多数の方を対象としておりまして、幅広い年齢層を対象に活動を行っております。

最後になりますが、税務部では、歳入の確保に対して、課税対象の的確な把握や公金徴収の一元化の推進に努めており、課税対象の的確な把握ということで申しますと、例えば未申告者への調査を行うとか、国税OBを採用して新規資産の捕捉を行うなど、さまざまな取り組みを行っており、今後も引き続き行っていきたいと思っております。

以上です。

○武藤会長

ありがとうございました。

ただいま市税の概要の説明がありましたが、市税収入は、近年、増加で推移しており、市の歳入確保の努力がうかがえると思いますが、一方で、中核市全体や県内都市部の中ではまだ徴収率が低いという状況であることがわかりました。このあたりは委員の皆さんからも質問や意見があると思いますが、その前に、滞納整理についても説明を求めたいと思っております。

それでは、お願いします。

○債権管理課長

債権管理課長です。債権管理課は、文字どおり、市税はもとより、市税以外の債権をも含めた本市の財源を確保することをその業務としてございます。その中で公金徴収一元管理について、資料4に沿いましてご説明させていただきます。

では、資料の1ページ、2ページをご覧ください。こちらで自治体の債権についてご説明させていただきます。

1ページでは、「船橋市の債権」とございますが、ここを「自治体の債権」と読みかえていただいても結構でございます。自治体の金銭債権には、市税、公債権、私債権がございます。

2ページをご覧ください。公債権は、公法上の原因に基づいて発生する債権です。公法というのは、国や地方公共団体と国民や住民、私人との法律関係から決められている法律でございます。私債権は、私法上の原因により発生します。私法というのは、まさに私人と私人、民民の関係の法律に基づくものでございます。そういった意味では、奨学金ですとか市営住宅などの契約については、自治体と住民の方がまさに民民と同じような契約行為をされるということでご理解いただけるかと思えます。

公債権につきましては、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分かれます。強制徴収公債権は、個別の法令の根拠により自治体が自ら主体となって、市税と同じく、地方税法の例により滞納処分が行

える債権でございます。これに対し、非強制徴収公債権、私債権は、滞納者の財産調査や差し押さえ、公売などを行う権限が市にはございませんで、民事訴訟法による法的手続を経る必要がある債権でございます。

1 ページにて、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権に、市が扱っている債権でどのようなものがあるかというのをご覧いただけるかと思えます。

続きまして、3 ページをご覧ください。先ほどの税務課からの説明の中にもございましたが、市税の収入未済額と徴収率の推移でございます。ご説明が重なりますが、平成元年以降、どんどん徴収率が落ち込んでまいりまして、平成 12 年度には 88.78%まで落ち込みました。一方、収入未済額につきましては、平成 10 年度に 100 億円を超えるという状況になってございます。ですが、その後、平成 13 年度前後を境に、当時は納税課でございましたが、滞納整理を強化し、また、新たな取り組みを始めたことから、このようなV字回復をさせることができました。特に、平成 16 年度から 19 年度におきます対前年度徴収率の伸び率あるいは滞納額の縮減率につきましては、当時の政令市 17 市、中核市 35 市の中で一番よい数字となっております。

では、一体どういった取り組みを行ったかということにつきまして、4 ページでご説明させていただきます。「滞納整理の 8 の方策」とさせていただいておりますが、1 番目からご説明させていただきます。

まず、債権差し押さえの強化です。預金や売掛金、給与などの債権は、生活に直結するだけに、差し押さえをしますと、これまで全く連絡いただけなかった滞納者から連絡が来る確率が高くなります。そうした場合、そこで折衝を行うことができますし、連絡がなければ取り立てて滞納分に配当・充当できることとなります。ですから、債権差し押さえは効果的な手法になります。

続きまして、2 番目の延滞金徴収の徹底でございますが、延滞金は、もちろん税法上徴収すべきものですが、本税は徴収するけれども、延滞金は完全徴収までには至らない自治体がまだあると伺います。そういった中で、船橋市は、平成 15 年度から延滞金完全徴収をすることにいたしました。これによりまして、滞納が続けば延滞金が増え続けていくことから、滞納者自身がそれを一番理解し、納付に結びつけるというところになります。本市は、延滞金だけでも差し押さえを今実施してございます。

続きまして、3 番目、臨戸から来庁へでございます。いわゆる臨戸徴収をするためには、どこの家を訪問するのか調査しまして、書類の準備をいたします。そして、翌日臨戸して、帰ってきてから報告・記事の入力をするなど、ほぼ当時は 2 日間かけておりました。しかし、その中で 9 割は不在といった状況も見られた中で、臨戸徴収はなかなか納付に結びつけることができない。であれば、一件でも多くの来庁を促し、一件でも多くの差し押さえ調書を作成したほうが効率的であるというふうに考えたということでございます。

4 番目、滞納システムの構築につきましては、それまでパソコンソフトで帳票を作成してございましたが、間違い等の修正も数多くあり、時間がかかっていたという経緯がございます。そうした中で、滞納整理システムを入れることによっていろいろな帳票が効率よく出力できるようになった、事務が進むようになったということでございます。

5 番目、非常勤職員の活用です。これについては、仕事のすみ分けをしたということでございます。徴税吏員は、地方税の賦課徴収事務に従事する職員でございますが、私ども徴税吏員がしなくてはいけない仕事、徴税吏員でなくてもできる仕事、その事務をすみ分けまして、徴税吏員でなくてもできる仕事については非常勤職員にお願いするようになったということでございます。

そのほか、執行停止の強化、滞納整理の状況をその都度ヒアリングを行い、職員を指示するという進行管理、そして、セーフティーネットとございますが、これは、滞納者が窓口でクレームを言ったり、罵声を上げるという場面で、すぐ上司が足を運びまして、課が一丸となってそういった悪質滞納者に対応していくということでございます。こういったことは今も債権管理課は続けてございます。

一元化の背景については、5ページをご覧ください。船橋市財政健全化プランでも、市税以外の国民健康保険料、下水道使用料などについての収納率の向上を図っていくことが挙げられてございます。議会の中でも、市税以外の債権で不納欠損が増えている状況を打開できないか、市税を扱っている職員を活用できないかというお話がございましたことから、平成20年4月より、納税課内に債権回収対策班を設けまして、まずは市税と強制徴収公債権の一元徴収を始めたところでございます。その後、条例整備ですとか組織の中で換価専門の担当を配置するなど、整備を続けているところでございます。

6ページでは、今の債権管理課の組織図を挙げてございます。まずは市税を扱う係が3つございます。市税と強制徴収公債権を扱う係が1つ、そして、それらの困難事案を扱う特別滞納処分係がございまして、あと、差し押さえた後の債権を換価する係、私債権・非強制徴収公債権を扱う民事債権係がございまして、あと、庶務とシステム担当の管理係、こういった陣容で今、債権管理課はやっております。

7ページ、一元徴収のメリットでございます。一元化のイメージ図をご覧ください。こちらにありますとおり、今まではそれぞれの所管課がそれぞれの滞納者について個別に督促・催告を行ってございました。滞納者というのは得てして複数の債権を滞納されている方が多ございますので、一人の滞納者の方に対して複数の課が督促・催告をしていたという、全く効率的ではない状況がございました。それを債権管理課が一元化することにより、全ての滞納債権を債権管理課が名寄せいたしまして、滞納者一人につき1対1で対応できる。そういうことが一元徴収のメリットでございます。ページの上では1から10までメリットを挙げてございますが、まさに市と滞納者が債権債務の全体像を把握し、お互いの効率化と負担を減らすことができる取り組みでございます。

8ページでは、所管課から債権管理課への移管の手続でございます。(1)から(5)まで、移管の対象とする条件を入れてございますが、滞納金額が高額であること、時効に近いものなど、所管課と債権管理課がこの基準をもとに協議いたしまして、困難事案を引き受けるわけですから、全滞納を債権管理課が引き受けるわけではございません。そうした中で、移管の流れを見ていただきますと、移管予告通知書を発送いたします。この時点で驚いた滞納者から納付をいただくことが2割、3割も見込めることがあります。その後、納付や相談がない方については、移管決定通知書を送付し、これをもって債権管理課が滞納整理に当たるということでございます。

9ページにつきましては、私債権、非強制徴収公債権についての今の債権管理課の取り組みでございます。支払督促申立の手続についてフローを入れさせていただいております。裁判所のほうから滞納者に支払督促を送っていただき、それに対して滞納者から何も応答がない場合には、船橋市は債務名義を取得することができまして、これをもって強制執行、差し押さえ等が可能となります。これに対して滞納者から異議申し立てがあれば口頭弁論でお話を聞く。そこで和解になったり判決になったりいたしますが、なかなか所管課のほうでお話のできなかつた滞納者と口頭弁論の場面でようやく生活状況について伺うことができるということでございます。特に申し上げたいのは、この取り組みについて、本市については債権管理課民事債権係の職員が全ての手続きをやっております。

10ページは、公金徴収一元化による強制徴収公債権の徴収実績でございます。平成28年度までに21億8,000万円、これだけの金額を徴収することができました。この徴収金額につきましては、公

金徴収一元化をやっていないければ、もしかしたら取れなかった、そのまま時効が成立して各課で不納欠損させてしまったかもしれない金額ということをお知らせさせていただきます。

11 ページは、非強制徴収公債権と私債権の徴収実績でございます。平成 23 年度の取り組みを始めてからこれまでに、特に支払い督促については、非強制徴収公債権と私債権を合わせて 200 件を超える申し立て件数を上げさせていただき、これまでに 8,200 万円を超えます金額を徴収できました。これについても、お一方について複数の滞納があれば、名寄せをして法的手続にのせているということでございます。これもこの取り組みをしていなければ取れなかった数字かもしれません。

12 ページ、国民健康保険料の収納率及び収入未済額です。国民健康保険課でも徴収を担当する係でございます。私どものほうの公金徴収一元化につきましては、困難事案を引き受けることによりまして、各所管課が現年度の徴収に注力できるという話も伺ってございます。まさに国保は現年度分については 90%を超える徴収率、そして滞繰分については年々徴収率が上がってございますが、これについては少なからず債権管理課が寄与できているというふうに考えてございます。

13 ページ、14 ページ、いろいろな債権についてここに載せてございますが、これらにつきましても、債権管理課が滞納繰越分の困難事案の移管を受けることによって、今まで各課が手をつけられなかった収入未済を一元的に滞納処分することができる、法的手続を行うことによって不納欠損するしかなかった滞納分を徴収することができるというふうに考えてございます。

今後も、納付の公平性の維持と貴重な財源確保の点から、公金徴収一元化は重要であると申し上げさせていただきます。債権管理課からのご説明を終わらせていただきます。

○武藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明では、船橋市ではこれまで税収増のために、自治体債権の一元化を図り、徴収率の増加に向けた努力を行っていることがよくわかりました。ここまでの内容について、委員の皆さんに質問やご意見をいただきたいと思っております。説明が長かったかと思っておりますが、ご意見をいただけたらと思っております。いかがでしょうか。

本木委員、お願いします。

○本木委員

徴収率 96.19%というのは、第 1 回からのご説明でもすばらしいなという気がしていました。今、るる説明をされまして、特に 7 ページの一元化、これは確かに非常にいい施策だと思うのです。全国で 96%、県で 94.3%というご説明が先ほどありました。それからしても 96.19%というのはすばらしい徴収率だと思いますけれども、その陰にこういった非常に努力があったということを心から敬意を表したいと思うのですが、こういったいろいろな施策の中で最も効果的なもの、例えば、3 ページに徴収率の推移というのがあります。21 年度、22 年度、23 年度、このあたりはリーマンショックの影響があったらと思うのですが、24 年度から急激に上がって、そして 28 年度の 96.19%につながっているのですが、いろいろ施策を打って、最も効果的な施策だというふうに思えるのはどの辺なのでしょう。

○武藤会長

いかがでしょう、事務局。

○債権管理課長

4ページにお示しをいたしました8つの方策がございますが、この方策は今も債権管理課で、基本のルールということで行わせていただいております。特に、やはり債権差し押さえの強化、こちらについて、一番生活に直結する債権を差し押さえするという、これが滞納者の方にとっては一番こたえるといえますか、例えば、その日の朝に銀行に差し押さえに行きますと、早ければ、午前中のうちに滞納者からご連絡があります。得てして、かなり怒って来られて、何で差し押さえしたんだというような反応がございます。そうした中で、実は滞納があるんですよということで、折衝に来てくださらないとそのまま取り立てしますよというお話をしますと、すぐ滞納者は平日の昼間でも足を運んでくださる。そこで折衝ができる。いわば差し押さえを本当に有効に活用しているというところがまずは大きいかと思えます。

そのほかに、その差し押さえをするためのいろんな準備段階で、非常勤職員を使いましての財産調査を本当に広範囲でやる。金融機関全部にわたっての照会も、あるいは全部の生命保険会社にわたっての照会もいたします。そういった準備段階も経ながら債権差し押さえをしているというところが大ききなところかと思えます。

○武藤会長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。佐藤先生どうぞ。

○佐藤委員

事実確認だけ伺いたいのですが、この債権管理課のところにどれくらいの収入未済債権が集まっていて、そのうち何%がある意味回収されているのですか。それはさっきの11ページの図で見ればいいということなのでしょう。参考資料のほうの19ページにも調定額、収入済額云々というのがありますけれども、つまり、この債権管理課で引き受けた債権があって、それがどれくらい実際回収できていて、どれくらいが次の年に持ち越して、かつ落とし、結局は執行停止になっているという、この辺はどこを見ればこの情報があるのでしょうか。

○武藤会長

お願いします

○債権管理課長

お手元の資料の中では徴収額の資料がございますが、私どものほうがどれだけの債権の移管を受けたかというところについては、この資料の中では、すみません、掲載がございません。そうした中で、もし口頭でよろしければ申し上げさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○佐藤委員

はい。

○債権管理課長

では、強制徴収公債権で申し上げますと、平成 28 年度につきましては、合わせて移管の人数が 3,305 人で、金額といたしましては 8 億 8,099 万 4,428 円でした。そして、徴収できた金額が 4 億 4,382 万 2,796 円でした。強制徴収公債権の徴収率で申し上げますと 50.44%でございます。

○佐藤委員

8 億 8,000 万云々というのは、これは累計額であり、つまり去年から繰り越している額とっていいのですか。それとも、今年入ってきた金額ですか。

○債権管理課長

この 8 億 8,000 万というのは、平成 28 年度中に各債権所管課から協議の移管を受けた金額でございます。その合計でございます。

○佐藤委員

4 億というのは、その中から支払いされたもの。

○債権管理課長

ええ、徴収を受けた金額でございます。

○佐藤委員

繰り越してしまったやつはどうなっていますか。つまり 27 年度に発生したけれども、半分なので残りの半分は 29 年度に繰り越されていますよね。現年課税は意外と徴収率が高いですが、繰り越しになるとだんだん打率が悪くなるというのがどこでも傾向なので。

○債権管理課長

その年度年度で、所管課のほうから移管を受けてございます。移管を受ける内容というのが、もちろん現年の分の滞納というよりは困難事案が多いことから、過年度分の金額が多い。むしろ、ほとんど過年度の滞納繰越分をうちが移管を受けるというふうにお考えいただければと思います。

○佐藤委員

それで、例えば、今 8 億 8,000 万円が 28 年度に上がってきて、そのうち 4 億 4,000 万円を集めました。残り 4 億 4,000 万円あるわけです。これを 29 年度の対象というふうに思えばよろしいですか。もうこれは諦めるという形ですか。

○債権管理課長

委員おっしゃられたとおり、翌年度も引き続き対象といたします。移管を受けたものを所管課に返すというのは、基本的にはやはり全部完納させたものということです。あるいは、どうしても何らかの事情で所管課のほうに返さなければいけないものもございしますが、ほとんどが完納して所管課に返すということになってございます。

○武藤会長

よろしいですか。

○佐藤委員

ちょっとそのあたりの情報が欲しくて。というのはなぜかという、大体最初は結構パフォーマンスがよくて、だんだんみんなが慣れてくるといって変ですけども、最初はこういう管理課とか新しいのが出てきて一元化だと言われると、みんなびっくりしてしまうので意外とちゃんと払うんです。いわゆるアナウンスメント効果みたいなものがあるのですが、だんだん皆さん慣れてくると調子が落ちる。

それから、こだわるようですけども、やはり今年上がってきた滞納については意外と頑張れば今年中に回収できるかもしれないけれども、去年上がってきた滞納とか数年前に上がってきた滞納については、やはりなかなか徴収は難しいので、結局落としという形で執行停止になっていく。その辺、過年度で年が過ぎるにつれて、どのくらい徴収率が落ちていくのかわからないと、実際全体として効果がどれくらいなのかというのが見えてこないかなと思ったものですから、もし可能であれば、そういう状況提供があればと思いました。

○武藤会長

すぐに難しければ、また次回にでも補足資料を提出していただければ結構ですけども。

○債権管理課長

はい、かしこまりました。

○武藤会長

大野委員、どうぞ。

○大野委員

佐藤委員の意見、大体わかってきたんですけども、それに加えて一つお願いをしたいことがあります。せっかく新しい課をつくって、大変な債権はそちらで扱う。そして普通のものは原課で扱う。そのトータルが実際どれだけ負債で持っているのか、また、どれだけ集められるのか伺いたい。

それから、船橋は九十何%ですごく上がってきたといいますが、ほかの中核市に比べるとまだまだ2~3%低いですかね。この2~3%を確保するのにどういう手を打つのか、それをちょっとお聞きしたいのです。そして、いつごろどれぐらいになるというような方策が打てるのか。これは1%、2%、ちょっと計算すると大変大きいですよ。1%で15億ぐらいですか。そうすると、前回聞いた40億、50億足りないというものがすぐ浮いてくるのではないかと思うのです。見通しの中で必ずしもそうはいかないのしょうけれども、そういうようなことを示していただければと。

73人もいる課をつくってやってこのぐらいだということ先がどうなるのか。それとも、もう一つぐらい大きい課をつくっていったら必ずできますよというのか、この辺の見通しを少し教えていただくとありがたいなと思います。

○武藤会長

いかがでしょうか、事務局。

○債権管理課長

委員の最初にございました負債のトータルについては、すみません、今ちょっと数字を持ってございませんので、これもご用意できればと思っております。

2つ目の市税の徴収率の件でございますが、私ども、平成 28 年度 96.19%の市税の徴収率でございました。次の目標といたしましては、96.70%を立ててございます。具体的には現年度が 99%で、繰越分では 33.20%、ここで 96.67%が総合になるわけですが、数字を丸めまして 96.70%というものを今目標として立ててございます。

この設定理由につきましては、今年度の歳入予算の市税歳入額を達成する目標ということで立てさせていただいた数字でございます。正直、私どものほうとしては、もちろん達成すべき数字と考えてございますが、また高い数字であるのは事実でございます。

収納率を上げるための方策でございますが、収納率といいますのは、収納額を課税額で割ったものという計算の仕方でございます。分子であります収納額を増やすためには、私ども、もちろん高額滞納額の縮減ですとか、現年度滞納額の早期解決、未済額の圧縮を図っていくということが必要だと考えてございます。

次に課税額、分母を減らしても徴収率は上がってまいります。これにはどういったことが考えられるかといいますと、いわゆる滞納処分の執行停止です。これは地方税法にもありますが、生活が困窮ですとか、そういった払えないような状態の方について滞納処分を一時停止するという処分でございます。これが3年たつと、いわゆる落ちていくという形なのですが、そういうことでも収納率というのは上がるということでございます。もちろん執行停止というのは滞納整理の中で必要なことでございますが、私ども、まずはもちろん高額滞納額の縮減、そして現年度滞納額をとにかく早期に解決する、こういうことを目途に今考えておるところでございます。今年度も下半期そういったことを考えて取り組みをしようと思っております。

○武藤会長

よろしいでしょうか。

○大野委員

できればもっと高い目標を立ててもらおう努力はしてもらいたいと思いますけれども。

これだけは言えるのでは、前1回話していた補助を入れるとか入れないという話と比べると、これは払ってもらわなければいけないお金なんです。これは取らなければいけないお金です。そして、払わない人はこれはまずいわけです。確実にはっきり言える話ですよ。そして、交渉している段階で払えない状況が生まれてきたら、それこそ市として何か別の手を打つ判断をしなければいけない話だと思います。ですから、そういう意味では、はっきりわかって動ける（仕事が進められる）ところだと思いますので、ぜひその辺はきちっと動いていただきたい。

最初に言いましたように、やっていないのではなくて、最近すごくよくやってくれていて成果を上げている、その前提の上に引き続きお願いをしたい。また、少し目標を高くして、ほかの中核市と同じぐらい、肩が並べられるぐらいに持っていきける努力をしていただきたいと思います。

○武藤会長

そのことに関連して、資料3の12ページには中核市の収納率というのが出ているのですが、一番高いのは99.7%とかすごい数字で、100%というのがあるのかわかりませんが、99.7%とか98.7%とあるのですが、こういうところの自治体というのは何か特別な取り組みというのをしているのでしょうか。

○債権管理課長

今、お話にございました中核市で徴収率が一番高かった自治体は大分市でございます。大分市の取り組みのほうをお聞きしてございます。

大分では、まず滞納整理システムによるスケジュール管理を重点に置いてやっているということ。そして、上からの一方的なラインによる指示ではなくて、職員が横並びの組織をつくりまして、職員同士で、例えば、今はこれをやろう、これを目標にして業務をやろうというような、そういった滞納整理ができています。そういう組織づくりができていたという話を聞いてございます。それは私どものほうもそういった方針でやってございますが、折衝の際にはまずは一括納付をお願いする、分割納付は認めないということを聞いてございます。

同じく、先進自治体として、県内で徴収率一番の市川市にも聞いてございます。市川市では徴収アドバイザーを採用して、職員の意識改革をされたこと。コールセンターで、船橋もコールセンターを持っているのですが、架電だけではなく受電も行わせていること、また、積極的な執行停止をしているということを聞いてございます。

こういった先を行っている自治体の話も聞けてございますので、見習うべきは見習う、そういった考えで今新たな取り組みというのを考えているところでございます。

○武藤会長

ありがとうございました。

どうでしょうか。谷本委員、お願いします。

○谷本副会長

今、ご説明いただいたので、それに関連してということになりますが、やはり税の滞納処分ということになりますと、職員の方のいわゆる法律に対する知識であったり、さまざまな力量というか、専門性というものが求められると思うのですけれども、先ほど、非常勤の方も含めてということで債権管理課の職員の方の体制についてご報告はいただいたのですが、この職員の方たちに対するスキルアップと申しますか、今ほかの市で取り組んでいらっしゃるような形での体制づくりというのは、どのような形でなさっているのですか。

○債権管理課長

今、委員のお話にもございましたが、私どものほうの業務は大変専門性が高いということが言えます。実は、職員の異動のサイクルも結構短いというところがございます。そうした中でいわば財産の処分に関しては、場合によっては国税組織と関わらなければいけないという場面もございます。そういった中で、今私どものほうは国税OBの方を指導員として週に2回来ていただきまして、指導を仰いでいるというところがございます。

あわせて、人材育成の面で申し上げますと、これまでも外部の研修機関に職員を派遣してございます。市町村アカデミーですとか、県の自治研修センターなどに派遣してございますが、今年度から自治大学の徴収コース、これが40日間に及ぶ長期間のコースですが、そこに職員を今回派遣いたしました。これは今後、毎年度派遣したいと考えてございます。

また、今、県に研修生として一人、特に公売、そして捜索についての技術習得のために3カ月間職員を派遣してございます。そういった中で、課内では、毎月OJTを行いまして、職員が自ら講師となって勉強し、同じ仲間の職員に教えるというようなこともやってございます。本当に専門性の高い、知識を要するところということで、そういう意味では、職員のほうも日ごろから勉強に励んでいるというところが正直見られます。

○谷本副会長

これはちゃんと体制をつくっていただいたほうがいいのではないかと思います、普通の職員の方の異動のサイクルだと2年、3年ぐらいになるのかな。職員課の方は来ていますか。

○職員課長

職員課長です。そうですね、3年から5年ぐらいが通常のサイクルかなと思います。

○谷本副会長

今、まさにいろいろな仕事がかんどん民間に出されたり、非常勤の方が増えてくる中で、残った仕事といいますか、徴税吏員という言葉もさっきありましたけれども、公務員の身分を持った方が何をやるかという話を考えたときに、今、自治大学に派遣されたりということで、いろいろ研修を積まれても、結果的にその仕事場で生かせる期間というのは非常に短いということについて、検討が必要ではないでしょうか。これには善し悪しがあると思いますし、税のようなお仕事というのは、職員の向き不向きもありますから、あまり向かない方をそこに長期間置くというのはストレスをためることもなりますのでリスクがありますけれども、向いている方に関しては、もしかすると、そういう専門性を生かしてやっていける仕事場として、長期的な目線で考えていく必要があるのではないかなというふうにお話を伺いながら思ったところがございます。せっかくこういう課をつくって体制をつくっても、その専門性というのがきちんと次に引き継がれていくということがないと、さっきOJTという言葉もありましたけれども、知識だけではなくて、現場で、ケースによってやはり困難な場合の対応の仕方がいろいろあると思うのです。そういう知恵というのも、もちろん国税のOBの方が来てくださって指導をとというのはあるかもしれませんが、やはり職場の中である程度共有できていることが非常に大事になってきます。

そのあたりを、市として債権管理を今後もしっかりやっていくということであれば、直接今のお話と関連しないかもしれないですけども、職員の方の、税務とかそういった専門性を生かしたコース、経歴・キャリアを積んでいくというようなやり方も、先々考えていったほうがいいかもしれないなと思いました。少しご検討いただけたらいかがでしょうか。

○佐藤委員

今の続きになります。これは別に徴税に限ったことではなくて、自治体の共通点は何かということ、専門家がないということでありまして、PFI一つとってみてもそうですし、公共事業の調達を見

てもそうですし、生活保護のケースワーカーでもそうですし、国保もそうです。保険の知識を持っている人って意外といませんので。ただ、これは別にこの問題に限ったことではなくて、船橋市の中でどれくらい専門性のある公務員を育てていくのかという、そこにかかっていると思ったほうがいいと思います。

とはいっても、さすがにやはりある程度の専門性というのであれば、こういう債権管理課と、例えば同じ国保でも介護でも、徴税関係に当たる人たちがいるわけですから、そのあたりの人のやりくりをする。まず、ここの債権管理課で知見を高めた人が今度は普通に市税課に行くとか、あるいは保険料の徴収業務に当たるとか、あるいは保険料の徴収や市税をやっていた人が、少しキャリアアップのためにこういう管理課に来るとか、そういうような形で、課ではなく業務に応じてある程度人のやりくりをする。課を横断的にやるというのが手だとは思いますが。

それとの関係で、最近の流行りは業務比較というものでありまして、例えばこういう債権徴収もそうだし、市税一般的にどこでもそうだと思いますが、実際どこが一番時間を使って、手間暇と人を使っているのかというのは多分自治体によって違います。

私、今、町田市の仕事をしているんですけども、町田市は市税の徴収について、隣の藤沢とかそういうところと業務の比較をして、実際自分たちのやっている業務ってどこが特殊で、どこが無駄なのかというのを全部調べたんです。だから、もしほかの自治体の事例を調べるというのであれば、単に徴収率が高いか低いかとか、職員の皆さんが頑張っている、頑張っていないとか、そういう問題ではなく、もうちょっと具体的に業務分野まで落として、どこの業務に注力をしていて、多分コールセンターはどこでもそうだと思うのですが、実はどこをアウトソーシングできているのかということを一箇一箇具体的に見ていくことだと思います。どこが民間に切り出せて、自分たちのマンパワーをどこに注力できるかと。確かに戸別訪問は余り意味がないとすれば、どういう業務が徴収率の向上、債権回収率の向上につながっているのかということが結構整理できるので、そういった形で業務単位で考えられてはいかがですかということです。

あと、執行停止ですけども、執行停止をするなどとは言いませんけれども、安易にやると国民年金みたいなもので、国民年金の徴収率が上がっているのはほとんど減免が増えたからという、あれはまさに分母を下げるというトリックですよ。それをやってしまうと、下手をすると、逆に市民からすればごね得になってしまう。執行停止をするにしても、あらかじめルールというのをちゃんとつくる。つくられているのだとは思いますが、ちゃんと厳格なルールに基づいて、やむを得ず執行停止という形をとるのであって、徴収率を上げたいから執行停止を増やしますと言われてしまうと、それは本末転倒ですねと言われるだけなので、そこは注意されたほうがよろしいかなと思います。

特に私が気になったのは、前回から国民健康保険で例の繰入金を減らすという議論があったと思うのですが、それとあわせてやらなければいけないのは、やはり正直にみんなに払ってもらおうということ。それをやらないと負担だけ増える。まじめな加入者はみんな怒りますので、一方では保険料の負担を求める。繰入金を減らしますと、当然保険料は上がります。保険料を上げる一方で、特にこの国民健康保険とか介護保険とかの滞納は、ここがちゃんと適正に押さえることによって、一般加入者の方々、あるいは納税者の方々の信頼を確保する。ここが大事であります。

だから、管理課が別にそんなにすごい収入を上げろとは誰も言っていないで、多分使っている人件費のほうがはるかに高いと思うのです。でも、それは必要な経費で、やはり制度に対する信頼にかかわる問題ですので、正直者がばかを見ないためのこういう債権管理課である、強制徴収なんだという、そういう位置づけになってくると思います。

これは一般論を言ってもしょうがないので、具体的に今後重要になってくるのは、この国民健康保険のところかなど。今、例の繰入金の話をしているので、ここはちょっと注意して、まさに債権回収率というか、徴収率を上げる努力は必要かなと思いました。

○武藤会長

どうぞ。

○日吉委員

日吉です。先ほど市税の話の歳入の中で、ふるさと納税って結構今影響があると思っていまして、特に都内は、私も都内の 23 区の中に住んでいますが、住んでいる区ではたしか4億円ぐらい減収になっているというお話がありました。このあたり、こちらではどんな状況かということと、そういう意味では、流出させずに逆に取り込んでいくために、ふるさと納税をこちらで取り込むような施策は今どんな形で考えられているのか、そのあたりをお聞きできればと思います。

○武藤会長

いかがでしょうか。

○政策企画課長

政策企画課でございます。ふるさと納税は実は私どものほうでやっていますので、簡単にご説明させていただきますと思います。

平成 28 年度につきましては、寄附額が1億 6,000 万円ぐらい。これは千葉県内で5位ぐらいにございます。一方、都市部の例によりまして、船橋市民がほかの自治体に寄附されるほうがはるかに多くて、その分、税控除を受けるのが約3億 7,000 万円、約2億 1,000 万円のマイナスという状況になっています。

ただ、船橋の場合ですと、例えば湾岸地域に食品コンビナートがございまして、そういうところからいろんな協力を仰ぎまして、割とナショナルブランドの商品なども並べながら、今 110 品ぐらいふるさと納税としての特典をご用意させていただいております。少しでもその差が埋まるような形になればいいかなというように思っています。

○武藤会長

よろしいですか。

○日吉委員

はい。

○武藤会長

どうですか、沼尾委員。

○沼尾委員

まず初めに、滞納については、ほとんど意見が出尽くしたところがあると思うのですがけれども、もう一点だけ補足させていただくと、滞納される方っていろんな理由があると思いますが、払えないと

いう本当に経済的な事情の場合には、やはりそれに対応したきめ細やかなケアが求められるので、他の、例えば福祉とか保健部局との連携とともに、そこをどう施策につなげていくという庁内での検討の道筋について考えておくことも必要だと思います。逆に、払えるのに払わないという方については、払った税金がどう使われているのかというところの説明責任が改めて問われてくると思います。

租税教育については、いろいろ取り組まれているということで先ほどご説明がありましたけれども、できれば学校での講義や、ティッシュを配るというような話だけではなくて、もう少し払ったものがどう使われているのかというところが市民に伝わる工夫というものを、どうしていくかということについて考えることが大事ではないかと思っています。

さらに、いろいろもめることもある中で、何とか徴収しておられるのだと思いますけれども、それがやはり不満という形ではなくて、そういうふうにして最終的に払っていただいたものをこういうふうに活用させていただきましたというような説明を通じて、理解と共感を得られる関係性をつくっていくことが、その後も引き続き納付していただくという意味で大変重要だと思いますので、ぜひそのあたりの仕掛けを考えていただけないかと思ったのが率直な感想です。

それから、先ほど税収全体としては法人市民税が落ちてきているけれども、個人市民税と固定資産税が増えている。全体としては人口も増えていて、新築も増えているということですが、全国的に人口を見ていると、高層マンションが建っているところではものすごく税収が増えていることから、それで右肩上がりなイメージがありますけれども、限界がくるので、ぜひそこは中長期的な税収の見通しを考えていただくことが大切かなと思っています。

その意味でちょっと一つお伺いしたいのは、最近余り言われなくなりましたけれども、船橋市の場合には、課税自主権を活用して、例えば税率を標準税率よりももう少し上げていくですとか、あるいは独自課税ですとか、そういった形での税収確保ということについてはこれまでも議論されてきているのか、あるいは今後そういうことを考えていった上で、つまりこれだけ税負担を求めるけれども、その分こういう形でサービスを提供していくとか、そういったことを市民に提起することは考えておられないのかというところをお伺いできればと思います。

○武藤会長

いかがでしょうか。

○山崎副市長

基本的には、我が市の場合にはごく一部の例外を除きまして、考え方として標準税率でやっています。例えば、ホテル税ですとか、何かやっているところがありますよね。なかなか一市町村では、そこまでの税収効果が課税にかかる経費と比べると極めて期待できないのと、それから、地方交付税の場合には全部標準税率で計算されてしまったりとか、そういう基本的な事項がありますので、ある意味、やはり一般の市の場合ですと、よほど特殊な資源がないと、標準税率を上回ったり、下回ったりというのはやりづらい状況にあると思っています。

つけ加えますと、先ほど徴収率の目標とかを誰も答えなかったもので、担当外ですけれども、事務方として問題意識を持っていますのは、やはり県内のレベルばかり見ている、先ほど大野先生がおっしゃったような、0.1ポイント上げれば10億円行くんじゃないのというような話は当然ありますので、その辺は全国的なものを意識して、もうちょっと動かなければいけないのかなというのは反省しているところでございます。

○沼尾委員

そうだとすると、もし標準税制で行くのだとすれば、これだけ財政力も限りなく1に近いあたりのところにいるので、例えば、そういう自治体が財政指標をつくるときに、義務的経費をどのぐらい市税で賄っているのかというようなことを指標にするようなところも出ています。つまり交付税がほとんど入っていないくて、ある程度義務的経費について、税がきいてくるのだとすると、それが今後、人件費、扶助費、公債費というところとの見合いでどれぐらいなのかという視点で、市税収入の目安ですとか、あるいはどこまで起債できるのかとか、人件費をどうするのかという話をするのが考えられますので、ぜひそうした指標なんかをつくられることも含めて考えてみられたらいいのではないかと思います。

○山崎副市長

適切な答えになるかどうかかわからないですけれども、義務的経費に税がどのぐらい投入されるか。義務的経費といいますと、人件費、扶助費、公債費じゃないですか。昔はそれこそ75%ぐらいの經常収支比率が適当だと言われていたのが、今のご時世、多分どこの団体もみんな実質は90%を超えてしまっている。100%に近いところまで出てきてしまっているということで、その中で税収を定めて、どのぐらい獲得していくのかというのは、ちょっと検討はしてみますけれども、技術的に非常に難しいような社会構造になってしまっているのかなという気がするんです。ご意見として承って、何ができるのかはちょっと検討してみたいと思いますけれども。

○沼尾委員

それは、税収の徴収率向上の目標値にするということではなくて、むしろ大体の税収規模はこのぐらいだとすれば、歳出のほうをどう考えるかという両方の見合いで考えてみるという意味で、一つのメルクマールになり得るのではないかとということなので、そこで明確な指標を用いて、それより超えたらだめとか何とかということではないと思うのですが、歳出の規模を考えるという意味でも、歳入のあり方を考えるという意味でも、両方の点で意味があるのではないかとということで申し上げたということです。

○山崎副市長

わかりました。まさに今回の行革につきましては、かなり経費が膨らんできている、それから、うちの市独自の人口急増を経ているというような問題とか、いろんなものがございまして、ですから、放っておくと歳出規模がどんどん膨らんでしまう。今日はその部分のごく一部ですけれども、歳入をどれだけ確保できるかと。今後歳出のほうにも入らせていただきますが、うちは多分1,000億円の税収ぐらいが基本だと思っていますので、そういったことから考えますと、どのぐらいの予算規模が適当かとか、その辺は念頭に置きながら財政運営をさせていただきたいと、このように思っています。

○佐藤委員

次の話題だと思うので手短かにですけれども、制度的にまず徴収率を上げようと思ったら、2つあります。1つは、市民税についてはできるだけ普通徴収を減らすことです。普通徴収のほうに徴収率が悪いので。例えば特別徴収事業者への指定を強化するとか、自治体によっては一斉指定なんか

をやっているところもあるので。したがって、まず制度的に対応できる徴収率の改善効果というのと、もう一つはペイジーでありまして、今、政府税調でもこの議論がありますが、納税のデジタル化の一環としまして、もっとペイジーを活用していきましようというのもあり得る。一回金融機関に口座を登録してもらえば、取りっぱぐれなく落ちていきます。こういったものは徴収率の引き上げには使えるのではないかと思います。

それから、租税教育はどこでもやっていますけれども、どこまで効果があるのか。やるなどは言わないですが、ただ、やはりこの種のことは民間にやらせてもいいわけでありまして、大学の先生でもこういうのが得意な人もいます。納税に対する一般的な理解を高めるといのは、それはそれで結構だと思うのですが、これをもって徴収率が上がると考えるのは、ちょっと違うかなという気がします。

最後に一つだけ。別にやれと言っているわけではないのですが、海外なんかは、最近、督促状にいろんな工夫を施すんです。つまり、税金を払ってくださいねという督促状の中に、よくあるのは「納税は国民の義務です」と書いたもので、大体誰も対応してくれないですけれども、例えば、「隣にいる人は払っています」と言うに対応するんですよ。やはり近所が払っているというのは意外とキーポイントです。これは本当の数字を言わなければいけないです。例えば、「船橋市では実は 99%の方々が正しく納税されております。あなたは残りの 1%です」という言われ方をすると、意外と効くんです。今年ノーベル賞をとりましたけれども、行動経済学です。フレーム効果と言いますけれども、こういう督促状に対する工夫というのも意外とすぐできる対応策ということになります。やってみたらいかがでしょうか。ご提案です。

○武藤会長

どうもありがとうございました。

まだまだ意見はあるかと思いますが、ちょっとまとめてみますと、やはり一元化という方式がかなり効いているのかと思いますが、まだまだ現年分の徴収率を向上させる取り組みというのは余地があると。これを強化する必要があるというふうに考えられます。

また、滞納整理についても一定の効果を上げていていると思いますが、マンパワーによるところが大きいようです。期間を定めて集中的に人材投入するような取り組みなど、またアウトソーシングとか、あるいは国税のOBを活用するとか、あるいは不動産公売などを導入するとか、そういうことの検討はまだまだ必要かなというふうに思います。

また、3点目としては専門性だと思いますが、税の専門性、人材の専門性で、あらゆる分野に専門性は必要なのですが、その専門性を高める人事上の配慮も欠かせないかと思います。

それから4番目、これが最後ですが、徴収率の向上はもちろん必要ですが、そもそもの賦課について改善する余地があるようにも思いますので、その点の改善を考えていただけたらと思います。

今後、事務の見直しや職員体制の見直し、アウトソーシングなどについても、他市の事例などを参考にしていくとよいと思いますが、今日は時間も限られていますので、具体的なところはまた別の機会に取り上げていきたいと思っています。

では、審議が長くなりましたので、ここで5分程度の休憩を入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、5分程度の休憩でお願いいたします。

(休憩)

再開（15時44分）

○武藤会長

それでは、再開させていただきます。

議題は「歳入の確保について」ということですが、資料の続きから資料5番、6番、7番のご説明をお願いいたします。

○財産管理課長

財産管理課長です。資料5をご覧ください。財産収入についてご説明いたします。

財産収入とは、普通地方公共団体の私的な経済活動により地方公共団体の財産から生じた収益を言いますけれども、この財産とは、1ページにお示ししますとおり、公有財産、物品、債権、基金の4つからなります。本日はこれらの4種類の財産のうち、公有財産の運用についてご説明させていただきます。

資料2ページをご覧ください。公有財産は行政財産と普通財産に分かれておりまして、行政財産は行政目的を遂行するために保有する財産です。一方で普通財産は、その経済的価値を発揮するために最大限有効な活用をするということで持っている財産でございます。

初めに、普通財産の貸し付けについてご説明いたします。3ページをご覧ください。普通財産は直接行政目的に供されるものではないため、貸し付けや売り払いなどをやる財産になりますけれども、船橋市が28年度貸し付けた実績は、資料3ページのとおり、土地を駐車場で貸し付けたりですとか、建物の事務スペース等で112件、1億5,600万円の貸付収入を得ております。

一方で、次に行政財産の貸し付けについてご説明いたします。

行政財産は、その事務事業を直接執行するために持つ財産とご説明しましたが、そのため、行政目的を妨げるような私権の設定は認められていなかったところでした。ところが平成18年度に地方自治法が改正され、敷地や建物の一部に余裕があるときは、「余裕ある行政財産の貸付」として、行政財産である建物またはその敷地を貸し付けることができるようになったというものです。

5ページをご覧ください。船橋市における余裕ある行政財産の貸付を今回3例ほどお示ししていますが、まず1例目です。自動販売機の設置場所の有償貸付です。平成21年度から実施しておりまして、平成28年度実績では設置台数58台、貸付料の決算額は4,400万円程度となっております。行政財産の余裕ある貸付を行う前は、行政財産の目的外使用許可により設置を許可し、原則として行政財産の使用料を徴収するという形でしたが、この余裕ある貸付ができるようになりまして、歳入額が格段に伸びております。

本庁舎の例でございますけれども、5ページに示されております。これは本庁舎、一番高い3階の例ですけれども、従来は行政財産使用許可で行政財産使用料を取ろうと思うと、年額7,116円というところでしたが、余裕ある貸付を行って、ここに借り受けを希望する者の入札を行ったことにより、最も高額な額として246万2,000円ということとなっております。

このようにして、行政財産の自動販売機の設置場所の有償貸付ですけれども、6ページにお示ししてあるとおり、58カ所で、貸付料決算額は4,424万円程度という形で歳入の確保を図っております。

次に7ページになります。2例目ですが、本庁舎駐車場の有償貸付でございます。こちらも平成21年度から実施しました。平成29年度からの契約額、貸付実績は年額2,795万832円となっております。

ます。本庁舎駐車場の余裕ある行政財産の貸付を行う平成 20 年度前までは、平日の利用だけでした。平日を本庁舎の駐車場として利用しておりまして、休日や夜間はまちかどスポーツ広場で壁打ちのテニスをやっていたり、そういうスペースとなっております。

また、余裕ある貸付を行う前までは、車の出入庫管理として業務委託料 1,200 万円を払って駐車場の業務を行っておりました。これを平成 21 年度から、平日開庁時は来庁者の駐車場として管理を行うことを前提に、休日や夜間について時間貸駐車場、コインパーキングとして利用することを認めることを条件として借受者を公募しました。そうしたところ、平成 21 年度からの貸付料は 7 ページにありますように、21 年度～25 年度は 480 万円、26 年度からの 3 年間は 1,940 万円、最新の 29 年度からは 2,795 万という形になっております。当然、業務委託料の支払いは平成 21 年度から行っておりません。

以上になります。

○政策企画課長

もう一つ、8 ページをご覧いただきたいと思います。政策企画課からでございますけれども、事業用定期借地権の設定ということで、本市は 1 件ございます。場所につきましては、JR 船橋駅の南口、出てちょうど左手になりますけれども、約 300 平方メートルの空き地がございました。そこについては、実は都市計画決定されておりまして、将来再開発が行われたときの交通広場というふうに予定されているところでございます。ただ、事業計画につきましては、当面 10 年程度は着手する見込みがないというところで、ここを最大限活用できないかという中で、事業用定期借地権ということで、広く民間事業者にも公募をいたしました。

公募する条件としましては、市のインフォメーションセンターが船橋にはないものですから、そのインフォメーションセンター機能をつくっていただいて、なおかつ事業用に供するものという条件の中で、最終的にセブン-イレブン・ジャパンということで、コンビニができております。

ただ、コンビニに入るときには、まず最初に市のインフォメーションセンターがございまして、しかもそのインフォメーションセンターの運営費についても、提案のときに提案者側の経費で賄っていただくということを行っております。ですので、直接の運営、それからセブン-イレブン側の対応もありますけれども、基本的に 365 日 24 時間のインフォメーション機能を確保しているという中やっております。なおかつ、賃借料収入としましては、月額 160 万円という中での活用を図っているというところでございます。

説明は以上です。

○武藤会長

ありがとうございました。

では続けて、資料 6 の諸収入についてご説明をお願いいたします。

○政策企画課長

インデックス 6 をご覧いただきたいと思います。ページをめくっていただきまして、諸収入、一番最初に資料 2 で歳入科目を一覧としてお知らせした中の一番下、市債の一個手前、どこの科目にも属さないものという幅広いものがございます。

具体的なものとしまして、大きなものを例示させていただきました。先ほどの市税のところでも挙が

っていました市税の延滞金の部分、これについてはここで分類されまして、平成 28 年度は約 4 億円弱でございます。

それから1つ飛びまして、貸付金元利収入です。こちらは市の事業としまして、各種奨学金を行っております。その元金分の償還金になります。

それから、預託金元金収入としてございまして、実はこの 31 億 9,600 万円のうち 31 億 5,000 万円がこれに当たります。これは、市の事業といたしまして中小企業の融資制度がございまして、こちらのいわゆる預託金としまして、4月1日に金融機関に納めたこの金額がそのまま年度末に返ってくるというお金でございまして。

続きまして、受託事業収入です。こちらは特別会計でやっています国民健康保健事業ですとか介護事業、こちらの事務処理に係る分を一般会計で行っておりますから、その事業に相当する部分を市の一般会計の歳入として受け取るというところでございまして。

続きまして、収益事業収入です。競馬事業の利益分配金ということで、地方競馬の船橋競馬場がございまして。こちらはちょうど収益事業が上がったということで、平成 28 年度は 3,000 万円の分配金がございました。

それから、最後、雑入でございまして。雑入が本当に幅広いのですけれども、金額的に 40 億円ございます。このうちの約 25 億 6,000 万円が、ちょうど説明のところにあります学校給食費の実費徴収金です。学校給食費については、今、公会計で行っておりますから、材料費相当分は保護者から入れていただいております。その収入でございまして。

それから2つ飛びまして、生活保護費の返還金です。あとは、宅地開発など行われたときの公園緑地としての整備協力金として約 9,600 万円ほど。それから、市が行っている介護事業につきましても、介護報酬ということで 7,500 万円ほどございまして。ただ、今ご説明した中身につきましても、自助努力でやるというよりは、基本的に行った事業に対する対価的な意味合いが多いというところでございまして。

では、自主的に増やすことができるものはどんなものがあるかというところが、次の2ページからになります。

まず、資源ごみの売り払い。これはいろいろとごみの分別収集などを行いまして、このうちペットボトル等につきましてもリサイクルで売却できるということで、その歳入を行っているというようなことでございまして。平成 28 年度には 1 億 8,700 万円、大体 2 億円前後の収入が毎年あるというところでございまして。

続きまして、3 ページをご覧くださいと思います。

まず電力の売り払いです。これは前回、公債費のところでもかなり事業費が増えて、大量に市債を発行して、今後の公債費として市の財政負担に影響が出ると言われていた部分でございましたけれども、建て替えたことによりまして、北部清掃工場につきましても、余熱利用施設への熱供給のほかに、今、高効率の事業施設になってございまして、余剰電力につきましても売却をしております。29 年度については約 5 億円ほどございました。

それから、今これから建て替えを行います南部清掃工場につきましても同様の収入を見込んでおりまして、現在は大体 7,900 万円ぐらいの施設でございましてけれども、建て替え後につきましても、4 億 3,000 万円ぐらいの収入は見込めるだろうと。あわせて、電力の収入で 9 億 3,000 万円ほどは今後安定的に収入が見込めるかと思っております。

続きまして 4 ページ、広告事業収入でございまして。こちらにつきましても、動画広告、それから紙

媒体によります広告、あるいはホームページのバナーというところで、大体 1,700 万円ほどございます。

最後でございますけれども、5 ページをご覧いただきたいと思います。今後の取り組みというところでございますけれども、新たな取り組みとしましては、バイオマスエネルギーの有効活用を今市のほうで考えておまして、基本的にはこれは民間によります民設民営の設備更新を考えております。下水処理場で発生しますバイオガスにつきまして、こちらを売却ということで、2つの下水処理場で合わせて約 8,000 万円程度今後見込んでいきたいというところでございます。

簡単でございますけれども、説明は以上です。

○武藤会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま財産収入と諸収入、市のさまざまな分野の取り組みを紹介していただきました。市側のこれまで、また今後の取り組みの可能性なども含め、委員の皆さんよりご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○佐藤委員

行政財産というか、財産収入のところですけども、一つおもしろいなと思ったのは、最後の 8 ページにあった事業用定期借地権の設定について、民間からの提案をどうやって受け付けていくかというのがポイントだと思うのです。

今、公的不動産の有効活用の中で肝になっているのがこの民間提案でありまして、たしか流山市なんかも駅前再開発だったと思いますけれども、民間提案を入れて、あれは一種の P F I 事業ですけども、自分たちの公有地を使った事業を行っています。そう思うと、船橋市でもうちょっと何かいろいろな土地などがありそうな気がしましたけれども、こういう公的不動産を使って、民間提案を募って収益事業をやるというものになると、このぐらいしかと言ったら申しわけないですけども、駅前ぐらいしかないのでしょうか。湾岸のほうとか、いろいろと手をつける場所はまだまだありそうな気はしましたが。今はわかるのですが、もうちょっとスコープとして、今後の見通しとして、何かそういった方針、プロジェクトは考えていらっしゃるのかということが質問です。

○武藤会長

お願いします。

○政策企画課長

ちょうど今、公的不動産の有効活用のお話が出たので、ご説明させていただきますけれども、J R 南船橋駅の南側に 4.5 ヘクタールの市有地がございます。これは県の企業庁から移譲を受けたところですけども、今後ここをどう開発していくかという中で、まさにここが P F I の活用ができないかというところを今検討しておまして、ちょうど開発の意向があります事業者のほうと今サウンディングを行っているところでございます。極力、開発については民間手法等を投入する中で、公費を使わないような開発手法を検討していきたいと思っています。

○佐藤委員

単に質問ですが、船橋市はこれまでPFIはやってこられたことがあったのでしょうか。

○政策企画課長

DBOは、ちょうど先ほどこの電力収入がありました清掃工場のところで2カ所行いました。ただ、それ以外については、PFIというのは余り積極的には行っていません。

○武藤会長

ほかにはいかがでしょうか。日吉委員。

○日吉委員

固有財産の有効活用について、普通財産のもの、基本は売却なり貸付をしていくという方向かなと思うのですが、ご質問は、他地域の自治体さんなんかのご相談を受けていますと、学校跡地が結構いろいろ問題になっているケースが多くございまして、特に学校というのは地域のコミュニティの核をずっと担っていたような場所で、周辺の方の思い入れが強いということで、なかなか活用の際には慎重な検討が必要な場合も結構多いというように聞いております。今、船橋市さんの場合は、学校の再編がどんな状況かというのは、私はちょっと存じ上げていないのですが、学校跡地もしくはこの活用については、今どのような取り組みをされているかというのをちょっとお聞きできればと思います。

○財務管理課長

昨年度末に公共施設等総合管理計画をつくりまして、ただいま施設の状況を分析しているところでございます。

学校の跡地といいますか、再編をこれから着手するところとございまして、まだ跡地が実際に出たという事例はございませんので、委員がおっしゃられたように、今後跡地が出てきたときには慎重に検討していきたいと思っております。

○日吉委員

廃校の後に有効活用の方針がすぐに決まらない例が多いというのは結構ございまして、その間に暫定利用として地域のスポーツ団体さんに校庭を貸すとか、まだ耐震性が問題なければ体育館を開放するみたいなことで、そういった暫定利用をされているケースというのもありますけれども、逆にそういう暫定利用が長くなりますと、そこが既得権化しまして、後々有効利用しようとしたときに、その使っているグラウンドの代替の場所がないと困るとか、そういう形で非常に有効活用自体にも支障が出る場合がございます。そういった活用の際しての方針というか、今まさにこれから検討されると思っておりますけれども、中長期的なビジョンも前提にしながら考えていただければと思います。

○武藤会長

ほかにはいかがでしょうか。

○谷本副会長

諸収入のところでお尋ねしたいのですが、2ページ目、3ページ目に絡みまして、資源ごみの売り払いの金額が26年度はピークという感じですが、その後ちょっと減っている傾向にあ

るので、この売払金に関しては市場にもかなり左右されるのもあるでしょうし、排出量によっても変化があると思うので、その辺の今後の見通しをどのように考えていらっしゃるのかということ。

あわせて清掃工場にも関連するのですが、清掃工場もやはり燃やすものがなければ、当然これは見込んだ歳入が入ってこないということになります。今現在、船橋はまだ人口が増えていますから、恐らく、そのごみも増えるという見込みをされているのではないかと思いますけれども、近年、人が増えたからといって必ずしもごみが増える傾向にないというところもありますし、自区内の処理の原則はありつつも、ほかの自治体さんで、例えば建て替えのときとかにそちらのほうを一時的に受け入れるというようなことも将来的にお考えになられているのかなということで、2点お願いします。

○政策企画課長

最初の資源ごみの売り払いの件については、これは着実にやっていかなければいけない話の中で、当然啓発を行いつつ、やはり市場価格に左右されるところはあるのかなと思っております。ただ、確実にごみにならないような方策はしっかり取り組んでいかなければいけないという点は一箇所あると思います。

それから、先ほどの清掃工場のところで、これはちょっと相反する部分はありますけれども、人が増えていく中でもごみの減量化というのはまだまだ進めていかないと、船橋は最終処分場を持ちませんので、やはりそういった経費を考えますと、ごみの減量化には取り組んでいかななくてはいけないというところがあります。ですから、ごみが減量化すれば当然電力収入は少し下がる可能性はありますけれども、ただ、北部清掃工場の部分については、ある程度この金額で長期の債務負担行為を組んでいるので、恐らくごみの処理とか搬入経過とか推移を見ていく中で金額が定まった経緯なのかなとまずは思っております。

すみません、あともう一つは。

○谷本副会長

南部のほうは。

○政策企画課長

南部清掃工場のほうは、一応これは見込みとなっております、今ちょうど建て替えを行っていく中で、DBOを今進めております。その中でちょうどこの提案をされているような金額というところでございます。

○谷本副会長

今、お答えの中にもありましたけれども、非常に矛盾したことをやっていくことになるというか、この売払金を稼ぐためにごみを増やさなければいけないという話になってしまうと、将来的に本末転倒になっていくので、ここはどこまで当てにしているのかということ、今とりあえず入ってくるものは、それはじゃあ入れておきましょうとなりますけれども、将来的にここは入ってくる見込みがあるからこれを当てにしてほかのところはというのは、少し配慮が必要なのかなというふうに思いましたので、申し上げておきます。額が大きいだけにということ。

○企画財政部長

企画財政部長でございます。今のお話の中で、やはりこの諸収入、確かに市全体とすれば小さいお金から大きなお金まで、かなり私ども重要だと思っているのは確かでございます。ただ、事ごみに関しては、先ほど政策企画課長も申しとおりましたように、ちょっと相反するという部分はもちろん当然のことながら我々も考えていまして、ただ単にこの収入を得るためというか、この収入を確実に見込んでいるとかそういったことは決してなくて、やはり基本的な考えはごみの減量ですとか、そういったものは考えていかななくてははいけません。

先ほど冒頭のご質問の中で、多分広域的な連携のお話だと思いますけれども、確かに船橋市の市域の中に、南と北に清掃工場が必要なのかというのは、当然我々も十分に検討はさせていただきました。ただ、やはり時期が重なった部分もあって、この辺はかなりの支出を見込まざるを得なくなったという部分はありますけれども、今回の建て替えは粛々とやはりやっていると。ただ、人口ビジョンでも示していますように、人口減というのはどうしても避けられない部分がございますので、次期の建て替えについては、十分検討をさせていただければなど。その辺は申し送りを十分させていただきたいと思っています。

○武藤会長

沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員

今、財産収入の話のところ、PFIの話なども出ましたけれども、いろんな自治体のケースを見ていますと、一つ、さっきの専門職の確保という話や、あるいは長期的な、先々のことも踏まえた契約という話が日吉委員からも出ていましたけれども、どの事業を選定するのかということと、民間の側との交渉力という意味での職員力というところが非常に問われてくると思うのです。そこがないと後から事業者にぼったくられるという話にもなってしまうのですが、そのあたりの民間とのやりとりをするという意味での契約の問題とか、あるいは今後の見通しというところについて、ある種の専門職員の交渉力だとか、契約の力だとか、そういうところの向上を図るための職員研修などは考えていらっしゃるかどうか、というところを伺えればと思いました。

それから、自販機の設置の話が出ていますけれども、これも自治体さんによって、そのまま場所貸しで収入を得ているところもあれば、逆に自販機自体にある種の、例えばここで上がった収益の一部は福祉の目的だとか、まちづくりに充てますというような、目的型の設置をして売り上げを伸ばすとか、戦略的に自販機の活用のあり方というものもさまざまだと思うのですが、そういったあたりのことも含めて、恐らく活用の仕方にも細かいところでいろんなバリエーションがあるのだと思います。ですので、ぜひとも自販機にとどまらず、そういったところも含めて考えていただきたいなと思います。いずれにしても、そのアイデアのところも含めた職員力というところが問われるのかなと思いました。

○職員課長

職員課長です。今、職員の研修というお話があったのですがけれども、一般的な折衝、交渉の研修はやっていたり、派遣をしたりしておりますけれども、例えばPFIだとか、そういった分野での民間とのやりとりをする能力を向上する研修ということでは、必ずしも全体の研修メニューの中には現状では入っておりません。企画部門ですとか、事業を実施する部門で情報収集をして、勉強会をする

というようなことになっていると思います。

○武藤会長

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

諸収入の議論が難しいなと思うのは、例えば、市税の延滞金というのは、本来はあってはいけないものなので、これは当然、徴税を強化していけば消えていくものです。結果として上がってくる収入と、長い目で見れば本来は消えていくべき収入というのはあると思います。

ちょっと気になったのは、貸付金のところの奨学金ですけれども、確かに結構な収入というか、返ってきているだけだと思いますが。今、金利なんてほとんどないですから。さっきの債権回収のところでも、これは私債権の一部でしたよね。債権の一つだったと思うのですが、逆に、貸し付けたのはいいのだけど、実は余り返ってきていないとすれば、入りより出のほうが多いということになってしまうので、このあたりの貸付金の元利収入というのは、果たして全体で見てプラスと理解していいのか。つまり貸し倒れも考慮したときに。あるいは、実はこれは結構出のほうが多いと思ったほうがいいのか、というのが質問の1つです。

それから、同じことが競馬にも言えまして、これはたまたまよかったのか、いつもこうなのか存じ上げないのですけれども、果たしてこの競馬事業というのは、例えば、市からお金を出しているのならどれぐらい出していて、それに対して見合いで配分金がこれぐらい来ているとなると、ネットで本当のところの収入はどれぐらいなのかなというのと、逆に今後のことを考えたときに、この競馬事業を船橋市としてはどうするのか。今、地方競馬は結構どこも大変なので、どうするという見通しがあるのか。このお金、3,000万円は一体どこまで安定的な収入なのかということを含めて、これは質問です。

○武藤会長

どうでしょうか。

○山崎副市長

誰も答えないので、答えさせてもらいますと、競馬につきましては、これは私どもの事業ではなくて、一部事務組合で、千葉県と習志野市と船橋市というような構成になってやっています。

それで、なんとここに書かれている3,000万円というのは、いつ入ったか記憶にないぐらい昔に途絶えたものが、28年度にかなり状況がよくなりまして、配分金を受けたというような状況なものでございますから、これに関しては、特に私どもが支出している経費はございませんので、これを当てにしている事業とか何とかというのは考える必要はないのかなと思っています。

それから、ついでに言ってしまうと、奨学金につきましては、全員が返してくれているわけではない状況でございますので、そういう意味から言うと、今まで歳出した額と返還金の割合は、手元に数字がないのですけれども、常識の範囲でお答えしますと、多分マイナスになっているのではないかと、このように考えております。

○武藤会長

ほかはいかがですか。よろしいですか。

船橋市はオートレースもありましたね。これは赤字だったのでやめたということですよ。競馬場も最近、私はこの前競艇を見に行きましたけれども、家族連れを中心とした競艇に変えて、収入を増やしているというようなこと。それから、大井競馬場もそうですが、「ゆう活」を利用してお客さんと呼んだりしていますので、工夫次第では黒字の維持というのは可能なかなと思います。

細かいところまでいろいろありますが、自販機などの設置とか広告収入などの場合の基準というのは、何かあるのでしょうか。

○財産管理課長

基準は特に設けておりません。ただ、自販機を新たに設置する場合には、使用許可ですと市歳入の確保に結びつきませんので、原則、余裕ある貸付でやるという形で、そういった考えはあります。広告収入についても、やはり基準は特に……

○政策企画課長

広告収入については、一応基準はございます。ただ、いろいろ媒体を見ていきますと、まだまだ広告を掲載できるような余地は残されているのかなと思っておりますので、その辺のところはしっかり精査していきたいと思っています。

○日吉委員

一点よろしいですか。活用のお話は、今日大分ご紹介いただいたのですが、売却とか処分とか、特に土地の処分とか、この辺については今どんな状況で、どのような方針でやられているのかというのを教えていただければと思います。

○財産管理課長

普通財産の土地の売り払いですけれども、近年の実績を申し上げます。平成 24 年度が 13 件で約 8,200 万円、平成 25 年度が 15 件で約 1 億 2,700 万、平成 26 年度が 15 件で約 1 億 1,800 万円、平成 27 年度がちょっと多くて、27 件で 4 億 8,000 万円、平成 28 年度は 8 件で 1 億 2,000 万円となっております。このように売り払いはできるところからやっています、過去もかなりのものを処分してきたというところで、今あるいわゆる残ってしまっているものに関しては、非常に狭小な土地ですとか、崖地ですとかで、今すぐには売り払いに結びつかないようなものが残ってしまっているような状況でございます。

○日吉委員

ということは、大規模な遊休地等で処分の対象になっているものは、今のところはないという理解でしょうか。

○財産管理課長

はい、そのとおりです。

○谷本副会長

今、ご説明いただいている歳入の項目の中で、寄附金について特に項目が挙がっていませんでした。

さっきふるさと納税の話はあったかと思います。たしか税金の中でご説明いただきましたよね。

先ほどの諸収入の中での広告掲載なんかもそうですけれども、前回でしょうか、たしか佐藤委員が、市民がかかわれるような仕組みづくりはどうかというご提案がありましたように記憶しています。寄附であったり広告収入みたいな話というのは、そういう意味では一人一人の市民だったりとか、小さな事業所さんでも、市にかかわって自分たちがサポートしていくよという体制づくりができるきっかけになるのではないかと思います。

例えば、公園のベンチを整備するのに、そこにお名前をつけるから、ネーミングライツというのは大きなスタジアムみたいな規模になってしまいますけれども、そうではなくてもっと自分たちの公共空間を自分たちで運営をしていくんだというような、参加型になっていくような収入の上げ方というのでしょうか、それは寄附であったり、例えば広告なんかも、ここには自分の広告を出せるよというようなところを、どんどん広く受け付けていってか、何かそういったアイデアを市民から募集するというようなことも、微々たるものかもしれませんが、ある意味での意識の啓発活動の一環というふうに捉えていただいて、市民に市の財政について興味を持ってもらう。その中からかかわっていくきっかけになっていくようなことも、仕掛けとして少し考えられたらいいかなと思いましたので、最後のほうですがつけ加えさせていただきます。

○武藤会長

事務局のほうで何かご意見はございますか。特にないですか、今の点については。

○政策企画課長

今ちょうど谷本委員のほうからいろいろご提案いただいた案件ですけれども、ほかの市でも、実はやっている事例がありそうだという情報はございます。それはどちらかと言うと、歳入の確保というよりは、まさに住民参加という意識のほうが、どちらかと言うと効果はあるのかなと思いますので、その辺のところはいろいろ考えていきたいと思います。

○武藤会長

今日も大分時間を過ぎてしまいましたので、この後の資料を見ますと、資料7で「歳出の状況について」、資料8で「人件費について」となっておりますが、大分時間も過ぎておりますので、今日はここまでとしたいと思います。歳出と人件費については次回の議題としてはどうかと思うのですが、皆さんとしてはどうでしょうか。よろしいでしょうか。（異議なし）

次回のテーマですが、今回取り上げられなかった歳出のこと、それから、人件費については、人件費のみならず、広く物件費や扶助費も含めてテーマとしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）

またその点については、事務局と相談しながら議題について進めていきたいと思います。

本日の話の中ではアウトソーシングの話が何回か出ましたが、今回はこの部分ももう少し掘り下げてみたいと思っております。

それから、前回の会議で後日審議したいと言っておりましたところの受益者負担についてですが、前回、佐藤委員からも少しお話がありましたように、下水道の使用料や、その他幾つかの受益者負担について、事務局と相談の上、幾つか挙げていきたいと思っております。

以上で本日の審議は終了したいと思います。

事務局から連絡事項がございますでしょうか。

○事務局（政策企画課課長補佐）

本日も長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

連絡事項が2点ございます。

次回、第4回目の会議でございますが、11月20日（月）、午後2時から、場所は今回と同じこちらの9階第1会議室を予定しております。

また、2点目といたしまして、会議録の校正でございますが、会議の終了後、事務局にて会議録の原案を作成いたしますので、原稿ができ次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきます。内容のご確認にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

連絡事項につきましては、以上でございます。

○武藤会長

今の説明についてのご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

では、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉会（16時20分）